

核融合科学研究所安全監視委員会会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、核融合科学研究所安全監視委員会共同設置規約（以下「規約」という。）第14条に基づき、核融合科学研究所安全監視委員会の会議（以下「会議」という）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 委員長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

（委員会の会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開で行う。ただし、委員会が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

- 2 委員会は、前項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。
- 3 事務局は、開催日の2週間前までに、岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係区市」という。）のホームページ等で会議の開催を公表するものとする。
- 4 会議の傍聴については、核融合科学研究所安全監視委員会会議傍聴要領の定めるところによるものとする。

（委員以外の者の会議への出席）

第4条 委員長は、委員会の調査審議に関し、委員以外の者であって必要と認める者、及び会議において意見を述べることを希望する者（以下「希望者」という。）を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

- 2 希望者は、委員会の開催日の1週間前までに、事務局に対して希望の旨を書面により申し出るものとする。
- 3 希望者のうち会議に出席できる者は、2名までとし、希望者の数がこれを超えた場合には事務局の抽選により決定し、希望者に通知するものとする。

（議事録の作成及び公表）

第5条 事務局は、会議の議事録を作成し、関係区市のホームページ等で公表しなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員等の氏名
 - 三 議事の件名及び委員等の発言内容
 - 四 その他委員長が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。